|  |
| --- |
| **農地法第３条買受適格証明願添付書類** |

* いずれの書類も発行日から3か月以内のものをご提出ください。
* 農地所有適格法人の場合は必要書類が異なります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **添 付 書 類** | | **備考** |
| １ | 証明願許可申請書（４枚１組） | * 押印、捨印とも不要。 |
| ２ | 委任状（代理申請の場合） | * 代理人が手続きする場合に必要。 * 受付時に申請者（代理人がいる場合は代理人）の本人確認書類（官公署発行の写真付き身分証明書。運転免許証、マイナンバーカード等）をご提示いただきます。 |
| ３ | 案内図（申請地を朱書） | * 地図アプリケーションや市販の住宅地図等。 |
| ４ | 公図の写し（申請地を朱書） | * コピー可。 * 登記情報提供サービスで取得したものも可。 |
| ５ | 土地全部事項証明書の**原本**又は**登記情報提供サービスによる照会番号付き不動産登記情報**※ | * **コピー不可。** |
| ６ | 申請者の住民票の写し | * コピー可。 |
| ７ | 営農計画書 | * 詳細に記入してください。 |
| 8 | 通作経路図（申出者が市外在住者の場合） | * 営農拠点～申請地までの経路を朱書。 |
| 9 | 耕作証明書（申出者がさいたま市外に農地を所有又は借りている場合） |  |
| １０ | その他必要と認められる書類 | 例：戸籍謄本、遺産分割協議書（相続未登記の場合） |

※照会番号付き不動産登記情報について、有効なものは下記の条件を満たしたものです。

・照会番号（10桁）が記載されていること。

・発行年月日が記載されていること。

・発行日から100 日以内であること。（照会番号の有効期間は発行年月日から100 日間です。）

・行政機関等で照会番号を利用していないこと。（1つの照会番号で1 度しか照会確認できません。）

・提出日時点で照会可能なこと。（登記中等で照会できない場合は無効です。）